

＜記者発表用要旨＞

平成 27 年 5 月 20 日

提言「東京都受動喫煙防止条例の制定を求める緊急提言」

日本学術会議 健康・生活科学委員会・歯学委員会合同
脱タバコ社会の実現分科会

1 現状及び問題点

平成 32（2020）年に東京でオリンピック・パラリンピックを開催することが決まり、東京都では公共の場での受動喫煙防止対策について検討会での審議が始まった。しかし都知事の当初の条例制定への強い意欲にもかかわらず、検討会の結論は出ていない。

喫煙のみならず、受動喫煙により多くの致死的な疾患が引き起こされることは、法律により飲食店等を禁煙にした国で、法律制定直後からそれらの疾患が減少していることから明白である。わが国は平成 16（2004）年に「たばこの規制に関する世界保健機関（WHO）枠組条約」（FCTC）を批准したが、その各条項を履行することは締約国の責務であり、職場や公共の場の全面禁煙を法的措置によって実現することが求められている。また平成 24（2012）年には喫煙率の減少と受動喫煙曝露機会の減少等を定めた「第 2 期がん対策推進基本計画」が閣議決定されている。

近年のオリンピック開催都市では全て罰則付きの条例や受動喫煙防止法が整備され、平成 22（2010）年 7 月には、国際オリンピック委員会と WHO は健康的なライフスタイルとタバコのないオリンピックを目指す合意文書にも調印している。従って、もし東京都が、受動喫煙を放置したままでオリンピック・パラリンピックを開催するならば、受動喫煙防止を進める世界の潮流を押しとどめ、逆行させるという意味を持つことになる。

2 提言の内容

東京都は速やかに公共の場での受動喫煙を防止するための法整備（条例化）を行うよう緊急提言する。

以 上